

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成20年6月13日

京都市長職務代理者
京都市副市長 星川 茂一

1 届出者の氏名及び住所

ジェイアール西日本不動産開発株式会社
代表取締役社長 森重 鉄雄
兵庫県尼崎潮江1丁目1番60号

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

JR京都駅NKビル
京都市下京区西洞院通塩小路通下る東塩小路町926他6筆

（2）変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の位置	（変更計画説明書記載）	（変更計画説明書記載）
駐車場の収容台数	55台	132台
駐車場の出入口の数	1箇所	10箇所
駐車場の出入口の位置	（変更計画説明書記載）	（変更計画説明書記載）

（3）変更年月日

平成20年8月1日

3 届出年月日

平成20年5月30日

4 縦覧場所、期間及び時間

（1）縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

（2）期間

平成20年6月13日（金）から平成20年10月14日（火）まで（日

曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで
午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成 20 年 10 月 14 日 (火)

(産業観光局商工部商業振興課)